

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

ページ

1 職員給与関係資料

第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	6
第5表	単身赴任手当の支給状況	6
第6表	管理職手当の支給状況	7
第7表	地域手当の支給状況	7
第8表	住居手当の支給状況	8
第9表	通勤手当の支給状況	8
第10表	再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第11表	再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員	9
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	10
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	31

2 民間給与関係資料

第14表	産業別、規模別調査事業所数	40
第15表	職種別給与額等	42
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	48
第17表	職員給与と民間給与の較差	48
第18表	給与改定の状況	49
第19表	定期昇給の実施状況	49
第20表	学歴別初任給	49
第21表	初任給の改定状況	50
第22表	特別給の支給状況	50
第23表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第24表	家族手当の支給状況	51

3 労働経済関係資料

第25表	労働経済指標	52
------	--------	----

4 生計費関係資料

第26表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和2年4月）	54
------	------------------------	----

5 人事管理に関する報告関係資料

第27表	年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合（平成30年度・令和元年度比較）	55
第28表	時間外勤務の状況（令和元年度・令和2年度比較）	56
第29表	職員1人当たり年間時間外勤務時間数	57
第30表	育児休業の新規取得状況	57
第31表	男性の育児休業取得率	57
第32表	子の看護休暇の取得状況	57
第33表	時間外の勤務が1か月に100時間以上となった職員の状況	58
第34表	在職死亡者及び長期療養者の状況	58
第35表	健康相談件数の状況	58

6 人事院勧告・報告関係資料

	給与勧告の骨子	59
	報告の骨子	60
	公務員人事管理に関する報告の骨子	61

1 職員給与関係資料

令和2年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	9,866	43.3	20.9
行政職給料表	3,109	43.4	21.3
公安職給料表	1,232	37.2	16.4
教育職給料表(1)	1,663	46.7	23.9
教育職給料表(2)	3,484	43.9	21.0
研究職給料表	159	41.9	18.4
医療職給料表(1)	37	36.9	12.8
医療職給料表(2)	94	43.4	20.3
医療職給料表(3)	52	42.5	18.2
海事職給料表	36	42.2	21.1

(注) 1 企業局に勤務する職員(36人)、病院局に勤務する職員(1,272人)及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員(123人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(193名:うちフルタイム勤務職員149名、短時間勤務職員44名)は含まれていない。(第10表及び第11表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	83.8	3.7	12.5	0.0	59.9	40.1
行政職給料表	100.0	74.4	5.3	20.3	0.0	64.6	35.5
公安職給料表	100.0	52.2	3.3	44.6	0.0	89.0	11.0
教育職給料表(1)	100.0	95.1	2.5	2.4	—	55.3	44.7
教育職給料表(2)	100.0	99.0	1.0	0.0	—	47.6	52.4
研究職給料表	100.0	100.0	0.0	—	—	77.4	22.6
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	73.0	27.0
医療職給料表(2)	100.0	72.3	27.7	0.0	—	46.8	53.2
医療職給料表(3)	100.0	9.6	90.4	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	100.0	27.8	44.4	25.0	2.8	100.0	0.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	全職員
給料	349,673 円
扶養手当	9,341
管理職手当	6,230
地域手当	587
その他の手当	9,663
合計	375,494

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 その他の手当の内訳は、住居手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、
単身赴任手当（基礎額）及び特勤勤務手当等である。（以下各表において同じ。）

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	公安職給料表適用職員
給料	318,990 円	318,345 円
扶養手当	8,823	12,030
管理職手当	8,966	5,009
地域手当	947	203
その他の手当	6,356	8,202
合計	344,082	343,789

区分 給与種目	教育職給料表（１）適用職員	教育職給料表（２）適用職員
給 料	394,036 円	369,570 円
扶 養 手 当	10,558	8,325
管 理 職 手 当	4,007	5,338
地 域 手 当	53	0
そ の 他 の 手 当	10,515	9,924
合 計	419,169	393,157

(注) 給料には、教職調整額を含む。

区分 給与種目	研究職給料表適用職員	医療職給料表（１）適用職員
給 料	316,309 円	399,859 円
扶 養 手 当	10,013	2,681
管 理 職 手 当	4,225	21,919
地 域 手 当	0	67,914
そ の 他 の 手 当	11,158	275,011
合 計	341,705	767,384

区分 給与種目	医療職給料表（2）適用職員	医療職給料表（3）適用職員
給 料	318,046 円	305,165 円
扶 養 手 当	8,309	6,954
管 理 職 手 当	5,041	2,687
地 域 手 当	0	0
そ の 他 の 手 当	7,704	5,990
合 計	339,100	320,796

区分 給与種目	海事職給料表適用職員
給 料	339,558 円
扶 養 手 当	14,178
管 理 職 手 当	1,803
地 域 手 当	0
そ の 他 の 手 当	11,569
合 計	367,108

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数			
	うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者	
1 人	1,422 人	444 人	852 人	126 人
2 人	1,613	469	1,570	80
3 人	1,054	562	1,048	66
4 人	325	248	325	41
5 人	42	37	42	10
6人以上	5	4	5	3
計	4,461	1,764	3,842	326

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、0.9人である。
 3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,659円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
	100km 未 満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
受給者	94 人	38 人	3 人	0 人	7 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
受給者計	手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額										
	143 人	34,308 円									

第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	特6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	義務教育学校 副校長	教頭	部主事
受給者	人 15	人 49	人 173	人 173	人 20	人 202	人 2	人 4	人 117	人 28
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額		
職員の区分	理事監	参事監	総合 事務所 課長	総合 事務所 室長	検査 専門員					
受給者	人 6	人 38	人 129	人 51	人 13	人 1,020	円 60,262			

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

地域手当 支給区分 区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	非支給地
人員 (構成比)	人 99 (100.0%)	人 32 (32.3%)	人 19 (19.2%)	人 2 (2.0%)	人 1 (1.0%)	人 3 (3.0%)	人 1 (1.0%)	人 4 (4.0%)	人 37 (37.4%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 58,541	円 61,966	円 52,529	円 65,498	円 41,004	円 28,610	円 12,864	円 7,781	円 67,914

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない。

第8表 住居手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	2,055 人
手当月額11,000円未満の受給者	4
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者	941
手当月額27,000円の受給者	1,110
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,063 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	5 人	13,500 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分	人 員 等
受 給 者	7,885 人
交通機関等のみを利用する者	309
交通用具のみを使用する者	7,470
交通機関等と交通用具を併用する者	106
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	19,330 円
交通用具の利用者1人当たり平均手当月額	7,183 円

第10表 再任用職員（フルタイム勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	38		29	3		3	3			
公安職給料表	5				5					
教育職給料表(1)	45	3	42							
教育職給料表(2)	60		59		1					
研究職給料表	1				1					
給料表計	149									
60歳	69									
61歳	39									
62歳	27									
63歳	11									
64歳	3									
65歳	0									

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第11表 再任用職員（短時間勤務職員）の適用給料表別、級別人員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	2		2							
公安職給料表	1				1					
教育職給料表(1)	25	1	24							
教育職給料表(2)	16		16							
給料表計	44									
60歳	15									
61歳	10									
62歳	7									
63歳	6									
64歳	6									
65歳	0									

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6		1							
7									
8									
9	8								
10									
11									2
12									2
13					1		1		
14	10								1
15	1								2
16	1								3
17		1						1	1
18		3							2
19	10	12						2	2
20	1	3						1	
21		5						3	
22	2	28	2						1
23		5	1					5	
24	14	9	1					8	
25	1	6	4					1	1
26	1	4	2	1				1	
27	2	31						1	
28		8	4					2	
29	53	18	4					3	
30	3	9	2		1			3	
31	3	34		1		1	2	3	
32	3	4					1	1	
33		5	5				1		
34	45	10	4			1	9	2	
35	2	41	1				6	1	
36		9	1			1	2	2	
37	4	12	13			1	5		
38		11	2	1			5	1	
39	39	42					3		
40	4	7	4				3		
41	4	10	13				2	4	
42	5	7	3		1				
43	11	22	7	1					
44	52	7	5		1				
45	4	10	16		3		1		
46	3	9	3	3	2	1			
47	10	26	9	3		1			
48	2	4	11	1	1	4			
49	47	10	15	7	4	6			
50	2	3	5	5	4	3			
51	2	28	8	12	8	5			
52	1	3	26	12	3	18			
53	1	2	25	12	5	18	2		
54	1	8	16	11	6	21			
55	1	28	10	18	12	18			
56		6	25	23	15	16			
57		11	28	20	12	16			
58		1	15	16	25	13			
59	1	18	17	17	18	11			
60	1	4	18	19	17	19			
61	3	8	29	10	7	15			
62	2	6	20	19	21	13			
63	2	13	22	15	18	7			
64		4	33	17	17	11			
65			21	2	21	13			
66		3	17	2	15	7			
67	2	5	29	1	21	9			
68		2	20	3	25	6			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69	2	3	21		8	6			
70		3	19		16	10			
71		4	22		17	3			
72	1	3	31		21	4			
73		5	13		17	2			
74	1	4	15		10	3			
75	1	9	23		6	2			
76			15		11	1			
77	1	3	16		8	5			
78		4	6		5	4			
79		6	18		4	3			
80		3	17		6	2			
81		1	10		2	14			
82		3	5		1				
83		4	8		8				
84		3	10		6				
85		1	9		5				
86		1	7		6				
87		2	4		4				
88		3	9		1				
89			6		1				
90	1		6						
91		1	5						
92			3						
93	6	1	2		1				
94		1	2						
95		4	1						
96		2	1						
97		3	3						
98		3	2						
99		1	2						
100		6	8						
101		5	2						
102		3	6						
103		2	3						
104		4	6						
105		4	4						
106		8	4						
107		5	10						
108		7	3						
109		2	5						
110		3	1						
111			2						
112		2	3						
113		1							
114									
115		3							
116		1	1						
117		1	6						
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		8							
計	377	722	891	252	448	314	43	45	17

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
 該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,109人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7	13								
8	1								
9	1								
10									
11	18								
12	2								
13									
14	2								
15									
16	3								
17	24								
18	1								
19		13							
20	1								
21			1						
22	26	1							
23		15							
24	2								
25		1	3						
26	1		1						
27	21	6	1	1					
28	3	1							
29	1	12	2						
30	1	2							
31	16	12	2		1				
32	1								2
33	2		11	1					2
34		9							2
35	4	9	3	2					2
36		3		2					1
37	1	7	8	4	3				3
38	1	1	3		1				
39	1	21	8	7	3				
40	2	3	1		1				
41	1	6	7	2	3				
42		1		4	1				
43	1	16	4	4					
44		4	1		3				
45		6	12	3	1				
46	1	3	1	3					
47	1	6	8	7	1			1	
48		1	1	2				1	
49		5	10	4	6			4	
50	1	4	3	1	4			2	
51		13	10	5	3			2	
52		5	4	2	3			3	
53		1	9	4	3				
54			6	1			3	1	
55		4	17	2	1		2		
56		1	4	6	1		4		
57		4	16	12	2	2	6		
58		3	9	4		1	5		
59		5	8	12	1		3		
60		2	5	12	1	2	2		
61		1	7	7	2		1		
62			4	5	1	1	5		
63			12	3					
64			5	10	3	3	3		
65			9	5			3		
66			5	7		2	2		
67			5	13			3		
68			2	4		1	4		
69			10	9	1	4	1		
70			5	11		4	4		
71			10	10		2	2		
72			2	5	1	1	2		
73			2	7		3			
74			2	3		2	2		
75				4		4	3		
76				4		1	1		

職務の級 号 給	1 2 3 4 5 6 7 8 9								
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			1	8		2			
78			1	4	1	3	3		
79			1	6		2			
80			1	4					
81			1	2		1	4		
82				5		1			
83				2	1				
84				5		1			
85			1	2					
86			1	3		1			
87			1	7		1			
88			1	3					
89				6					
90				2					
91									
92				3					
93			1	2		1			
94				2					
95				2					
96				2					
97									
98				3					
99				7					
100				2					
101			1	1					
102									
103				5					
104				6					
105				3					
106				5					
107				1					
108				6					
109				7					
110				7					
111				8					
112				5					
113				3					
114			1	2					
115				7					
116				4					
117				4					
118				5					
119			1	5					
120				2					
121				3					
122			1	1					
123			1	1					
124				2					
125			2	11					
126									
127			1						
128									
129									
130									
131									
132			1						
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	154	207	278	402	53	46	68	14	10

適用職員数	1,232人
-------	--------

教育職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		10			
6					
7		1			
8					
9					
10		7			
11					
12		3			
13		1			
14					
15		7			
16					
17		4			
18					
19					
20		3			
21					
22		2			
23		2			
24					
25	1	12			
26	1				2
27		4			2
28	1				2
29		11			3
30					6
31		1			1
32					5
33		10			3
34					2
35		6			1
36		3			
37		11			1
38		1			1
39		4			
40					1
41		13			
42					
43		2			
44		2			1
45		15			
46		2			
47		8			1
48		3			
49	1	10			
50		2			
51		5			
52		2		1	
53		8			
54					
55		9		2	
56		1			
57	1	6			
58		1		1	
59		9		3	
60		1		11	
61		12		4	
62		2		3	
63		7		7	
64		3		6	

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65		18		7	
66		5		4	
67		6		3	
68		7		2	
69		20		3	
70	1	8		2	
71		4		2	
72		5		2	
73		12	1	1	
74		7	1	2	
75		12	1		
76	1	11	1	1	
77		27			
78		5	4		
79	1	11	1	2	
80		13	5	1	
81	2	34	2		
82	1	7	4		
83		12	4		
84		3	5		
85	2	18	4	1	
86		10	3		
87		13	3		
88		7	1		
89	3	33	1		
90		4			
91		16			
92		5	1		
93	2	29			
94	1	6			
95		17			
96	2	16			
97	3	26			
98		12			
99	1	26			
100		12			
101	3	28			
102	1	13			
103	2	24			
104		16			
105	2	27			
106	1	11			
107	1	35			
108	2	11			
109	1	36			
110		16			
111		36			
112		25			
113	2	30			
114		22			
115	2	31			
116		28			
117	1	45			
118	2	26			
119	1	35			
120	1	35			
121	2	46			
122	1	32			
123	1	24			
124		34			
125	3	19			
126		25			
127		20			
128	1	9			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
129	1	6			
130	1	4			
131		3			
132		1			
133	1	3			
134					
135					
136					
137		1			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	58	1,460	42	71	32

適用職員数	1,663人
-------	--------

教育職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					1
5					
6					
7					1
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					1
17		43			
18					
19		14			3
20		3			2
21					11
22		44			22
23					27
24		13			18
25					20
26					16
27		43			10
28					11
29		21			3
30		2			5
31					5
32		52			8
33					1
34		13			2
35		2			
36		4			
37		53			2
38		1			1
39		21			
40		3			1
41		42			
42		1			
43		18			
44		15			
45		56			
46		2			
47		20			
48		6			
49		58			
50		6			
51		12			
52		5			
53		53			
54		3			
55		15			
56		13			
57		53			
58		5			
59		13			
60		6			
61		66			
62		5			
63		21		1	
64		8			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
65	人	33	人	1	人
66		5			
67		21			
68		9			
69		37			
70		7		2	
71		13		4	
72		12	2	2	
73		47	1	10	
74		8	3	17	
75		16	1	21	
76		9		21	
77		37		26	
78		5	1	25	
79		16	2	23	
80		16	3	13	
81		42	1	4	
82		9	1	5	
83		14	2	4	
84		11	1	2	
85		26		2	
86		5	1	1	
87		17		1	
88		8			
89		41			
90		6			
91		20			
92		14			
93		40			
94		6			
95		16			
96		14			
97		34			
98		17			
99		13			
100		8			
101		40			
102		18			
103		23			
104		22			
105		44			
106		14			
107		28			
108		35			
109		44			
110		19			
111		23			
112		38			
113		49			
114		33			
115		35			
116		28			
117		50			
118		19			
119		39			
120		36			
121		52			
122		38			
123		47			
124		49			
125		72			
126		73			
127		89			
128		87			

職務の級 号 給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
129		83			
130		75			
131		69			
132		76			
133		72			
134		53			
135		25			
136		8			
137		8			
138		5			
139		3			
140		1			
141					
142					
143					
144		1			
145					
146					
147					
148					
149					
計	0	3,109	19	185	171

適用職員数	3,484人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	3				
30					
31					
32					
33					
34	1				
35					
36			1		
37	1				
38					
39	3				
40	1				
41	2	1			
42					
43					
44	4				
45			1		
46	1			1	
47					
48		3	1	1	
49	2		2	1	
50			2	1	
51	3		1		
52	1		2		
53				1	
54	2		3		
55					
56	1		1	2	
57	2		1		
58				1	
59	2			2	
60		2	1		
61			1		
62	1		3		
63					
64		1		1	

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65		2	4		
66	2	1	2		
67	1				
68					
69					
70	2	2	1		
71	1	1	1		
72	2				
73	1	2	1		
74	1				
75	1	3			
76			1		
77	1	1	1		
78	2	1			
79	4		1		
80	1				
81		1	1		
82					
83	3				
84	2				
85		3			
86	1				
87	1		2		
88					
89	1				
90			1		
91	1	2			
92					
93		1			
94	1	1			
95	1				
96					
97	2		2		
98	1				
99	1				
100	1	1			
101		1			
102		1			
103		1			
104					
105		1			
106	1	1			
107					
108		1			
109		1			
110					
111	1	1			
112		1			
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
122					
123					
124					
125					
126					
127	1				
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135	1				
136					
137					
138					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139 140	人	人	人	人	人
141 142 143 144	1				
145 146 147 148	1				
149 150 151 152					
計	71	39	38	11	0

適用職員数	159人
-------	------

医療職給料表（1）

職務の級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	4			
18				
19				
20				
21	10			
22				
23				
24				
25	4			
26				
27				
28				
29	1			
30				
31		1		
32				
33	1			
34				
35		1		
36				
37	2			
38				
39			1	
40				
41	1			
42				
43				
44				
45				
46				
47				2
48				
49				
50				
51				1
52				
53				1
54				
55				
56				
57			1	
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				

職務の級 号 給	1	2	3	4
	人	人	人	人
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			5	
82				
83				
84				
85				
計	23	2	8	4

適用職員数	37人
-------	-----

医療職給料表（２）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7		1					
8							
9							
10		1					
11							
12							
13							
14							
15		1					
16							
17		1					
18							
19							
20		1					
21							
22							
23							
24							
25		1					
26	1						
27		1					
28							
29							
30							
31							
32							1
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39		3					
40							
41		1					
42					1		
43							
44						2	
45			1				
46							
47		2			1		
48			1		1		
49		1	1	1			
50							
51			1		1	1	
52			1		1		
53			2			1	
54		1			2	1	
55					1	1	
56			1				
57				2			
58					1	1	
59				2	2		
60			1	1	1		
61				4			
62				1	1		
63		2		1			
64		1		1			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65		1	1	1			
66		1	2	4			
67				1			
68							
69		1	1	1			
70		2					
71			1				
72		1			1		
73				1			
74							
75							
76							
77				1			
78					1		
79							
80				2			
81							
82				1			
83		1			1		
84							
85							
86							
87		1		1			
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		2					
106							
107							
108							
109				1			
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	1	28	14	27	16	7	1

適用職員数	94人
-------	-----

医療職給料表（3）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10		1					
11							
12							
13							
14		1					
15							
16							
17							
18		1					
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25		1					
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39		1					
40							
41		1					
42							
43		1					
44							
45							
46		1					
47							
48							
49							
50		2					
51							
52		1					
53							
54		1					
55							
56							
57							
58		1					
59							
60							
61		2	1			1	
62		1					
63							
64			1				
65		1					
66		1					
67					1		
68			1				
69			1				
70		1					
71							
72		1					
73			1				
74		1	1				
75							
76			1				
77							
78		1					
79				1			
80							

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81				1			
82		1		1			
83					1		
84		1					
85			1				
86		2					
87							
88							
89				1			
90			1				
91							
92		1					
93							
94		1	1				
95							
96							
97							
98				1			
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		2					
106							
107							
108		1					
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119		1					
120							
121							
122							
123							
124							
125		1					
126							
127							
128							
129		1					
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	34	10	5	2	1	0

適用職員数	52人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27		1			
28					
29					
30		1			
31					
32					
33		1			
34					
35			1		
36					
37					
38					
39	1	1	1		
40		1			
41					
42					1
43					
44					
45					
46					
47		1			
48					
49				1	
50				1	
51		2			
52		1	1		
53					
54					
55				2	
56					
57			1	1	
58					
59					
60		1			
61		2			
62					
63					
64		1			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
65		1			
66					
67					
68				2	
69					
70		1			
71					
72			1		
73		1			
74					
75					
76			1		
77			1		
78					
79					
80					
81		1			
82					
83					
84					
85		1			
86			1		
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113		1			
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	1	19	8	7	1

適用職員数	36人
-------	-----

第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18歳	8									8
19歳	10									10
20歳	11									11
21歳	16									16
22歳	42									42
23歳	55	1								56
24歳	46									46
25歳	64									64
26歳	57	1								58
27歳	27	31								58
28歳	10	38								48
29歳	7	61								68
30歳	2	69								71
31歳	2	61	1							64
32歳	6	39	7				1			53
33歳	1	40	6							47
34歳	1	49	7							57
35歳	2	40	18		1					61
36歳		46	26							72
37歳		40	24	1						65
38歳		22	42							64
39歳		18	55	1		1				75
40歳		19	64							83
41歳		14	50	9						73
42歳	1	10	61	15		1				88
43歳		10	55	25	2	1				93
44歳		8	62	13	5				1	89
45歳	1	6	49	27	4	1				88
46歳		10	68	23	13					114
47歳	2	7	54	24	24	1				112
48歳	1	10	46	35	38	5				135
49歳	1	12	37	15	29	6				100
50歳		9	27	17	34	11	1			99
51歳		5	30	11	41	20	3	1		111
52歳		7	17	10	38	18	2	2		94
53歳		9	12	7	31	29	3	5		96
54歳		4	16	5	41	31	4	2	2	105
55歳		5	12	6	41	38	1	6	1	110
56歳		10	11	2	26	39	1	7	3	99
57歳		5	11	2	33	41	7	4	4	107
58歳	1	5	17	2	30	32	8	9	1	105
59歳		1	6	2	17	39	11	9	5	90
60歳以上	3						1			4
計	377	722	891	252	448	314	43	45	17	3,109

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)

公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	13									13
19歳	20									20
20歳	28									28
21歳	29									29
22歳	18	12								30
23歳	24	14								38
24歳	8	21								29
25歳	3	24	1							28
26歳	7	24	5							36
27歳	1	34	9							44
28歳		21	13							34
29歳	1	17	18	1						37
30歳		10	20	2						32
31歳	2	9	26	4						41
32歳		8	20	11						39
33歳		5	27	13						45
34歳		4	33	12						49
35歳		2	31	8						41
36歳		2	15	20	1					38
37歳			12	21	5					38
38歳			16	17	8					41
39歳			7	19	10					36
40歳			7	30	7					44
41歳			3	27	4	1				35
42歳			3	29	5					37
43歳				28		1	1			30
44歳			1	10	7	4	2			24
45歳			2	15	2	6	4			29
46歳			1	9		3	2			15
47歳				8	2	5	4			19
48歳				17	1	3	1			22
49歳			1	12	1	2	3			19
50歳				10			7			17
51歳			1	6		1	3	1		12
52歳				2			6	2		10
53歳				4			3	3		10
54歳				12		5	3	1		21
55歳				17		5	7	2	3	34
56歳			2	5		2	4	4	3	20
57歳			1	10		2	6			19
58歳			1	11		3	7	1	2	25
59歳			2	12		3	5		2	24
60歳以上										
計	154	207	278	402	53	46	68	14	10	1,232

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	1	10				11
23歳	2	8				10
24歳		10				10
25歳		7				7
26歳		15				15
27歳	1	13				14
28歳		16				16
29歳	1	17				18
30歳		17				17
31歳		21				21
32歳		20				20
33歳		14				14
34歳		15				15
35歳	3	24				27
36歳	2	21				23
37歳	3	29				32
38歳	2	34				36
39歳	2	43				45
40歳	1	60				61
41歳	6	44				50
42歳	3	57				60
43歳	4	42				46
44歳	2	57				59
45歳	5	61				66
46歳	1	58	1			60
47歳	8	69	1	1		79
48歳	3	72	2			77
49歳	4	63	6	2		75
50歳	2	58	5	4		69
51歳	1	46	2	4		53
52歳		69	4	5		78
53歳	1	49	5	8		63
54歳		45	6	11	1	63
55歳		61	3	9	3	76
56歳		51	2	8	4	65
57歳		63	1	7	6	77
58歳		54	4	5	6	69
59歳		47		7	12	66
60歳以上						
計	58	1,460	42	71	32	1,663

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特 2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		43				43
23歳		61				61
24歳		59				59
25歳		72				72
26歳		72				72
27歳		63				63
28歳		90				90
29歳		74				74
30歳		79				79
31歳		89				89
32歳		89				89
33歳		56				56
34歳		66				66
35歳		76				76
36歳		68				68
37歳		84				84
38歳		52				52
39歳		73				73
40歳		72				72
41歳		80				80
42歳		70				70
43歳		95				95
44歳		100				100
45歳		111				111
46歳		81	1			82
47歳		86				86
48歳		96	4	1		101
49歳		105		7	1	113
50歳		89	5	7	1	102
51歳		82	4	14	1	101
52歳		104	5	26	1	136
53歳		83		31	2	116
54歳		103		27	14	144
55歳		109		26	12	147
56歳		102		18	24	144
57歳		87		12	35	134
58歳		100		10	42	152
59歳		86		6	38	130
60歳以上		2				2
計	0	3,109	19	185	171	3,484

研究職給料表

年 齢 \ 職務の級	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	3					3
23歳	1					1
24歳	2					2
25歳	7					7
26歳	6					6
27歳	4					4
28歳	3					3
29歳	2					2
30歳	4					4
31歳	4					4
32歳	4					4
33歳	2	1				3
34歳	6					6
35歳	1	2				3
36歳	5					5
37歳	5	1				6
38歳	2	1				3
39歳	2	2				4
40歳	2	1				3
41歳	1	1				2
42歳						
43歳			1			1
44歳	1	6				7
45歳		4				4
46歳		2				2
47歳		5	4			9
48歳	2	2	5			9
49歳		4	5			9
50歳	1	1	4	1		7
51歳		2	2	1		5
52歳		2	4	2		8
53歳			3	1		4
54歳		1	5	1		7
55歳		1				1
56歳			1			1
57歳	1		1	4		6
58歳			1	1		2
59歳			2			2
60歳以上						
計	71	39	38	11	0	159

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳	2				2
25歳	3				3
26歳	7				7
27歳	5				5
28歳	1				1
29歳	3				3
30歳	2				2
31歳					
32歳					
33歳					
34歳		1			1
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳		1	1		2
40歳					
41歳					
42歳					
43歳					
44歳					
45歳			1		1
46歳					
47歳			1		1
48歳					
49歳					
50歳			1		1
51歳					
52歳					
53歳					
54歳					
55歳			1		1
56歳					
57歳			1		1
58歳					
59歳			1		1
60歳以上			1	4	5
計	23	2	8	4	37

医療職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳	1							1
23歳		2						2
24歳		2						2
25歳		1						1
26歳		1						1
27歳		1						1
28歳								
29歳								
30歳		3						3
31歳		1						1
32歳		1						1
33歳		2						2
34歳			1					1
35歳								
36歳		3	2					5
37歳		1	2					3
38歳		4	1					5
39歳		2	2					4
40歳			1	1				2
41歳			2	4				6
42歳		2	1	1	1			5
43歳				2	3			5
44歳			1	5				6
45歳					1			1
46歳		1		2				3
47歳				1	1			2
48歳				2	1			3
49歳				1				1
50歳						2		2
51歳				2	1	1		4
52歳				1	2	1		4
53歳					1			1
54歳		1		2				3
55歳					2		1	3
56歳					1			1
57歳			1	2		1		4
58歳					2	1		3
59歳				1		1		2
60歳以上								
計	1	28	14	27	16	7	1	94

医療職給料表（3）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		2						2
23歳								
24歳		1						1
25歳								
26歳								
27歳		1						1
28歳								
29歳								
30歳		2						2
31歳		1						1
32歳		1						1
33歳		1						1
34歳								
35歳		4						4
36歳		2						2
37歳		2						2
38歳			1					1
39歳		1						1
40歳		2	1					3
41歳		1						1
42歳		3	1					4
43歳			1					1
44歳		1						1
45歳		1	1					2
46歳		1	1					2
47歳			2	2				4
48歳				1				1
49歳		1	1					2
50歳		2						2
51歳								
52歳		2		2				4
53歳		1						1
54歳					1			1
55歳			1					1
56歳					1			1
57歳		1				1		2
58歳								
59歳								
60歳以上								
計	0	34	10	5	2	1	0	52

海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳	1					1
23歳						
24歳						
25歳						
26歳						
27歳		1				1
28歳						
29歳		1				1
30歳		1				1
31歳		1				1
32歳		1				1
33歳		1				1
34歳		2	1			3
35歳		2				2
36歳		2	1			3
37歳						
38歳		1				1
39歳		1				1
40歳						
41歳		1				1
42歳			1			1
43歳						
44歳						
45歳						
46歳			1			1
47歳			2			2
48歳			1		1	2
49歳		1		2		3
50歳		1				1
51歳		2		1		3
52歳			1			1
53歳						
54歳						
55歳				2		2
56歳				2		2
57歳						
58歳						
59歳						
60歳以上						
計	1	19	8	7	1	36

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の結果

令和2年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された235事業所の中から無作為に抽出した144事業所である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

その1 特別給の支給実績、給与改定の状況等について調査を実施した事業所

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ~2,999人	500人 ~999人	100人 ~499人	50人~99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業・林業	1	—	—	—	—	1
漁業	1	—	—	—	1	—
鉱業、建設業	10	2	1	—	3	4
製造業	58	2	4	4	32	16
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	22	8	2	3	8	1
卸売・小売業	6	—	—	—	5	1
金融・保険業、不動産業	4	1	1	1	1	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	20	4	4	—	9	3
合計	122	17	12	8	59	26

(注) 上記調査事業所のほか、調査不能事業所が22事業所あった。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

その2 個人別給与の支給状況、初任給の支給状況等について調査を実施した事業所

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ~2,999人	500人 ~999人	100人 ~499人	50人~99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業・林業	1	—	—	—	—	1
漁業	1	—	—	—	1	—
鉱業、建設業	8	2	1	—	3	2
製造業	58	2	4	4	32	16
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	22	8	2	3	8	1
卸売・小売業	5	—	—	—	5	—
金融・保険業、不動産業	4	1	1	1	1	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	18	4	3	—	9	2
合計	117	17	11	8	59	22

(注) 上記調査事業所のほか、調査不能事業所が27事業所あった。

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11	52.4	669,868	1,644	668,224	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	51.2	777,161	3,224	773,937	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	6	53.6	570,127	176	569,951	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	8	55.1	813,796	1,032	812,764	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	57.1	1,021,815	0	1,021,815	
	短 大 卒	3	56.0	640,775	2,826	637,949	
	高 校 卒	2	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	69	52.1	549,436	137	549,299	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	50	51.8	557,663	192	557,471	
短 大 卒	4	49.4	555,234	0	555,234		
高 校 卒	15	54.0	522,076	0	522,076		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	55	52.9	594,043	0	594,043		
大 学 卒	32	52.2	611,991	0	611,991		
短 大 卒	11	53.5	586,529	0	586,529		
高 校 卒	12	54.5	553,461	0	553,461		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	50	50.9	498,040	2,833	495,207	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	35	50.9	521,255	161	521,094		
短 大 卒	2	*	*	*	*		
高 校 卒	13	51.2	454,971	5,015	449,956		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	9	51.4	551,175	0	551,175		
大 学 卒	9	51.4	551,175	0	551,175		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	179	48.8	511,333	11,266	500,067		構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
大 学 卒	116	47.6	508,298	10,360	497,938		
短 大 卒	19	47.6	470,755	4,394	466,361		
高 校 卒	44	52.5	538,357	16,903	521,454		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	124	49.4	545,575	28,277	517,298		
大 学 卒	64	48.6	516,191	3,510	512,681		
短 大 卒	19	49.2	589,841	50,406	539,435		
高 校 卒	41	50.7	573,065	58,872	514,193		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

- (注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている。(第15表共通)
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に復元して算出した数値である。(第15表共通)
 3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大学卒	64	47.5	471,797	60,481	411,316	
	短大卒	35	44.2	441,273	42,861	398,412	
	高校卒	6	44.7	486,679	78,813	407,866	
	中学卒	23	53.4	515,590	83,099	432,491	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	28	45.7	437,314	44,221	393,093	
	大学卒	10	44.2	443,773	63,805	379,968	
	短大卒	14	47.2	424,061	27,479	396,582	
	高校卒	4	44.4	465,333	52,527	412,806	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	234	45.5	368,322	36,482	331,840	係の長又は係長級専門職
	大学卒	116	44.1	365,716	32,125	333,591	
	短大卒	29	47.1	354,209	39,783	314,426	
	高校卒	89	46.9	376,975	41,529	335,446	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	188	46.8	455,519	61,206	394,313	
	大学卒	83	45.7	380,534	24,664	355,870	
	短大卒	27	45.5	436,805	66,232	370,573	
	高校卒	78	48.7	561,549	107,385	454,164	
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	183	44.0	324,440	28,177	296,263	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	
大学卒	67	39.7	309,694	24,611	285,083		
短大卒	24	43.2	295,364	27,532	267,832		
高校卒	92	47.4	343,307	31,012	312,295		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	175	44.3	393,337	62,873	330,464		
大学卒	75	43.0	394,588	67,939	326,649		
短大卒	20	42.7	373,925	69,677	304,248		
高校卒	80	46.0	396,747	56,325	340,422		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,101	37.6	273,195	25,750	247,445		
大学卒	466	35.9	288,570	30,095	258,475		
短大卒	223	38.6	260,451	21,874	238,577		
高校卒	409	38.9	262,140	22,653	239,487		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	663	37.7	317,574	35,107	282,467		
大学卒	334	36.2	318,567	32,926	285,641		
短大卒	97	35.5	296,991	33,206	263,785		
高校卒	230	40.8	324,747	39,215	285,532		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 4 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

5 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	11	52.4	669,868	1,644	668,224	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	6	55.5	922,584	1,372	921,212	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	32	51.9	601,831	176	601,655	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	24	53.3	673,148	0	673,148	
事 務 部 次 長	33	50.5	532,903	136	532,767	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 部 次 長	8	51.1	566,281	0	566,281	
事 務 課 長	139	48.2	528,015	13,229	514,786	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	75	50.1	632,906	41,594	591,312	
事 務 課 長 代 理	58	47.9	486,180	67,397	418,783	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
技 術 課 長 代 理	14	47.0	474,845	34,892	439,953	
事 務 係 長	132	46.1	401,011	48,617	352,394	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	136	47.8	498,550	77,072	421,478	
事 務 主 任	87	44.8	361,039	36,301	324,738	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	62	44.7	517,156	101,630	415,526	
事 務 係 員	451	36.1	283,001	33,215	249,786	
技 術 係 員	257	33.5	334,615	56,066	278,549	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	2	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	34	52.4	510,764	119	510,645	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	30	52.7	540,028	0	540,028	
事 務 部 次 長	16	52.1	446,406	8,551	437,855	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	1	*	*	*	*	* 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	34	51.5	482,957	6,085	476,872	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	42	49.6	447,149	12,093	435,056	
事 務 課 長 代 理	6	44.2	346,445	201	346,244	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
技 術 課 長 代 理	10	46.5	439,766	62,528	377,238	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係員間）
事 務 係 長	79	46.0	341,919	25,822	316,097	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	43	45.9	346,798	17,459	329,339	
事 務 主 任	78	44.3	303,199	18,845	284,354	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技 術 主 任	101	45.0	355,721	50,350	305,371	
事 務 係 員	545	39.4	276,346	21,462	254,884	
技 術 係 員	350	40.6	322,272	27,017	295,255	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
事 務 部 長	3	51.8	460,160	0	460,160	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
技 術 部 長	1	*	*	*	*	*	
事 務 部 次 長	1	*	*	*	*	*前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職	
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	-	中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	6	49.0	360,180	0	360,180	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
技 術 課 長	7	43.8	330,401	200	330,201		
事 務 課 長 代 理	-	-	-	-	-	-	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
技 術 課 長 代 理	4	41.3	343,496	36,594	306,902	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	
事 務 係 長	23	42.4	300,625	13,186	287,439	係の長又は係長級専門職	
技 術 係 長	9	38.9	344,642	31,674	312,968		
事 務 主 任	18	40.7	271,062	28,959	242,103	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者	
技 術 主 任	12	38.1	292,490	36,921	255,569	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	
事 務 係 員	105	36.2	223,864	12,754	211,110		
技 術 係 員	56	32.3	229,396	17,146	212,250		

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	1	*	*	*	*	
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研 究 員	-	-	-	-	-	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
教育関係職種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	1	*	*	*	*	
	高等学校教諭	41	45.6	399,279	6,621	392,658	

第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長	支店長、工場長
7級		部長、部次長	
6級	課長代理	課長	部長、部次長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員、課長と係長の間に位置付けられる従業員、係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
347,522 円	347,685 円	△163 円 (△0.05%)

- (注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目				
		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
係員		35.9	18.3	1.3	44.4
課長級		26.5	19.3	0.0	54.2

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			定期昇給 実施	増額	減額			変化なし
係員		90.1	82.3	20.6	9.7	52.0	7.8	9.9
課長級		82.1	73.3	17.3	8.5	47.5	8.8	17.9

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 学歴別初任給

(単位：円)

職種	学歴	初任給月額
新卒事務員・技術者	大学卒	198,013
	短大卒	171,050
	高校卒	158,535

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第21表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴 企業規模		項目	初任給の改定状況			採用なし	
			採用あり				
			増額	据置	減額		
大学卒	規模計		27.7	(22.1)	(74.6)	(3.3)	72.3
		500人以上	37.4	(35.3)	(64.7)	(0.0)	62.6
		100人以上500人未満	27.6	(13.1)	(86.9)	(0.0)	72.4
		100人未満	12.5	(0.0)	(66.7)	(33.3)	87.5
高校卒	規模計		18.1	(40.9)	(59.1)	(0.0)	81.9
		500人以上	16.7	(33.8)	(66.2)	(0.0)	83.3
		100人以上500人未満	20.0	(31.4)	(68.6)	(0.0)	80.0
		100人未満	16.7	(75.0)	(25.0)	(0.0)	83.3

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下半期	2.09	2.11	1.97	2.46
上半期	1.90	2.12	1.78	1.24
年間の計	3.99	4.24	3.74	3.70

(注) 1 下半期は令和元年8月から令和2年1月まで、上半期は同年2月から同年7月までの期間である。

2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

第23表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
規模計	37.0	63.0	38.1	61.9	44.2	55.8
500人以上	22.7	77.3	25.1	74.9	35.9	64.1
100人以上500人未満	45.1	54.9	45.0	55.0	49.6	50.4
100人未満	43.3	56.7	44.1	55.9	46.2	53.8

第24表 家族手当の支給状況

扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	8,598
配偶者と子1人	13,637
配偶者と子2人	18,446

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

3 労働経済関係資料

第25表 労働経済指標

項目			年 月	平成30年度	令和元年度	平成31年4月	令和元年5月	6月	7月	8月
雇用	① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・前年同月比(%)	0.5	1.3	1.1	0.8	1.0	1.2	1.2
	② 有効求人倍率 (季節調整値)	全 国	(倍)	1.62	1.55	1.63	1.62	1.61	1.59	1.59
		鳥取県	(倍)	1.66	1.68	1.77	1.77	1.73	1.72	1.72
③ 完全失業率 (季節調整値)		(%)	2.4	2.3	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3
給与	④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	(千円)	296.0	296.2	299.5	294.8	297.6	296.4	295.9
			前年度比・前年同月比(%)	0.6	0.1	0.3	0.1	0.3	0.0	0.1
		鳥取県	(千円)	249.2	245.3	246.6	246.8	246.0	244.6	243.7
			前年比・前年同月比(%)	△ 3.6	△ 2.7	△ 1.8	△ 1.5	△ 2.6	△ 2.9	△ 3.6
	⑤ うち所定内給与	一 般 労働者 全 国	(千円)	359.2	360.7	364.4	357.6	361.0	360.4	359.8
			前年度比・前年同月比(%)	0.6	0.5	0.8	0.6	0.7	0.4	0.7
		鳥取県	(千円)	291.8	287.7	291.4	290.2	289.1	287.0	286.6
			前年比・前年同月比(%)	△ 0.5	△ 2.1	△ 1.3	△ 0.8	△ 1.5	△ 2.1	△ 2.5
	⑥ 総実労働時間数 (調査産業計)	全 国	(千円)	270.7	271.2	273.4	269.4	272.4	271.6	271.3
			前年度比・前年同月比(%)	0.6	0.3	0.3	△ 0.1	0.3	0.1	0.2
		鳥取県	(千円)	231.7	227.4	228.2	226.7	228.6	227.4	226.6
			前年比・前年同月比(%)	△ 3.4	△ 3.2	△ 2.5	△ 3.1	△ 2.9	△ 3.3	△ 3.6
⑦ うち所定外労働時間数	一 般 労働者 全 国	(千円)	326.9	328.6	330.8	325.2	328.7	328.5	328.2	
		前年度比・前年同月比(%)	0.6	0.6	0.8	0.2	0.7	0.4	0.7	
	鳥取県	(千円)	270.5	265.7	268.7	265.5	267.8	266.0	265.9	
		前年比・前年同月比(%)	△ 0.3	△ 2.6	△ 2.0	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.6	△ 2.4	
労働時間	⑧ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)	全 国	(千円)	318.3	320.6	337.2	332.3	308.4	321.2	325.5
			前年度比・前年同月比(%)	1.7	0.7	0.7	6.4	5.6	3.6	1.7
	鳥取県	(千円)	293.6	309.9	262.7	297.1	278.8	310.1	289.6	
		前年度比・前年同月比(%)	2.2	0.1	1.3	0.6	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.9	
物 価	⑨ 消費者物価指数 (総合)	全 国	前年度比・前年同月比(%)	0.7	0.5	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3
		鳥取市	前年比・前年同月比(%)	1.5	0.5	1.0	0.6	0.5	0.2	0.2
	⑩ 国内企業物価指数	前年度比・前年同月比(%)	2.2	0.1	1.3	0.6	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.9	

(注) 1 ①、④、⑤、⑨、⑩の増減率については、平成27年平均=100とした指数を基礎としている。

2 ①、④、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。

3 平成30年度、令和元年度の欄のうち、④、⑤の鳥取県の増減率及び⑨の鳥取市の欄はそれぞれ平成30暦年、令和元暦年の数値である。

9 月	10 月	11 月	12 月	令和2年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	資料出所
1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9	0.2	0.2	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11	厚生労働省
1.69	1.71	1.71	1.69	1.58	1.58	1.51	1.42	1.23	1.20	
2.4	2.4	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9	2.8	総務省 (労働力調査)
296.0	298.4	297.7	297.1	293.1	293.7	294.3	295.8	287.3	291.0	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.6	△ 2.2	
242.6	244.4	247.4	246.9	244.5	243.4	246.9	248.5	240.8	245.2	
△ 3.2	△ 3.1	△ 2.5	△ 2.0	2.3	1.0	1.7	0.7	△ 2.4	△ 0.3	
360.3	363.5	362.5	362.0	358.0	358.9	360.2	359.6	348.3	351.7	
0.7	0.6	0.3	0.3	0.3	0.1	△ 0.3	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.6	
284.6	286.8	289.6	289.6	285.8	283.9	287.8	289.9	280.1	283.9	
△ 2.5	△ 2.3	△ 2.1	△ 1.8	0.9	△ 0.9	0.4	△ 0.5	△ 3.5	△ 1.8	
271.8	273.0	271.9	271.8	269.1	269.2	269.9	273.0	268.7	272.3	
0.2	0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.6	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.0	
225.5	226.8	228.3	228.1	226.7	226.0	230.0	232.0	226.7	231.7	
△ 3.6	△ 3.5	△ 3.2	△ 2.7	2.6	1.4	2.2	1.7	0.0	1.3	
329.3	330.8	329.3	329.5	327.1	327.2	328.6	330.4	324.6	327.8	
0.7	0.7	0.5	0.7	0.6	0.3	0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	
263.7	265.1	266.0	266.6	264.0	262.5	267.0	269.5	262.6	267.2	
△ 2.8	△ 2.8	△ 2.9	△ 2.4	1.1	△ 0.6	0.8	0.3	△ 1.0	△ 0.3	
142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9	141.3	総務省 (家計調査)
148.5	153.4	154.2	152.4	141.0	145.0	148.9	151.9	134.0	148.7	
12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6	9.3	
10.6	11.2	11.6	11.5	10.2	9.6	9.2	8.9	7.1	7.8	
329.7	305.2	304.0	345.4	312.5	303.2	322.5	303.6	280.9	298.4	総務省 (家計調査)
8.9	△ 3.2	0.2	△ 1.6	△ 4.1	0.1	△ 7.6	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	
313.2	272.1	310.5	305.1	331.2	347.0	401.6	333.9	258.8	298.3	総務省
0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	
0.3	△ 0.2	0.1	0.4	0.4	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2	
△ 1.1	△ 0.4	0.1	0.9	1.5	0.7	△ 0.5	△ 2.5	△ 2.8	△ 1.6	日本銀行

4 生計費関係資料

第26表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和2年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	23,740	38,000	49,380	60,750	72,120
住居関係費	47,140	50,830	45,720	40,610	35,500
被服・履物費	1,350	4,340	4,920	5,510	6,100
雑費 I	26,280	33,830	45,750	57,670	69,590
雑費 II	9,030	26,140	30,450	34,770	39,090
計	107,540	153,140	176,220	199,310	222,400

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世帯・令和2年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費 I …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

5 人事管理に関する報告関係資料

第27表 年360時間を超える時間外勤務を行った職員数・割合（平成30年度・令和元年度比較）

単位：人

区 分		年360時間以下の職員数		年360時間を超える職員数		うち年720時間を超える職員数	
		R1	H30	R1	H30	R1	H30
知事部局	本庁	1,080 (94.7%)	814 (79.5%)	61 [11] (5.3%)	210 (20.5%)	2 [0] (0.2%)	17 (1.7%)
	本庁以外	1,211 (96.1%)	1,196 (88.9%)	49 [4] (3.9%)	149 (11.1%)	0 [0] (0.0%)	6 (0.4%)
	全体	2,291 (95.4%)	2,010 (84.8%)	110 [15] (4.6%)	359 (15.2%)	2 [0] (0.1%)	23 (1.0%)
教育委員会 (学校教員以外)	特別支援 学校	33 (100.0%)	31 (100.0%)	0 [0] (0.0%)	0 (0.0%)	0 [0] (0.0%)	0 (0.0%)
	高等学校	109 (99.1%)	103 (96.3%)	1 [0] (0.9%)	4 (3.7%)	0 [0] (0.0%)	0 (0.0%)
	教育委員会 事務局	209 (95.9%)	221 (85.7%)	9 [2] (4.1%)	37 (14.3%)	0 [0] (0.0%)	1 (0.4%)
	全体	351 (97.2%)	355 (89.6%)	10 [2] (2.8%)	41 (10.4%)	0 [0] (0.0%)	1 (0.3%)
教育委員会 (学校教員)	特別支援 学校	574 (93.8%)	542 (89.3%)	38 [0] (6.2%)	65 (10.7%)	0 [0] (0.0%)	1 (0.2%)
	高等学校	708 (64.8%)	650 (61.3%)	385 [0] (35.2%)	411 (38.7%)	61 [0] (5.6%)	122 (11.5%)
	全体	1,282 (75.2%)	1,192 (71.5%)	423 [0] (24.8%)	476 (28.5%)	61 [0] (3.6%)	123 (7.4%)
警察本部	本部	388 (84.5%)	403 (85.6%)	71 [23] (15.5%)	68 (14.4%)	2 [2] (0.4%)	2 (0.4%)
	本部以外	702 (81.4%)	623 (73.9%)	160 [14] (18.6%)	220 (26.1%)	0 [0] (0.0%)	23 (2.7%)
	全体	1,090 (82.5%)	1,026 (78.1%)	231 [37] (17.5%)	288 (21.9%)	2 [2] (0.2%)	25 (1.9%)

- (注) 1 []内は各区分の職員数に対する、特例業務（大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第10条の2第2項）。以下同じ。）の処理が原因となって上限時間を超えて時間外勤務を行った職員の内数である。
- 2 ()内は各区分の職員数に占める各時間外勤務時間数別の職員数の割合である。
- 3 教育委員会（学校教員）については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した教員の数を含む。
- 4 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
- 5 令和元年度は平成31年4月から令和2年3月までの期間を指す。（以下同じ。）

第28表 時間外勤務の状況（令和元年度・令和2年度比較）

○月 45 時間を超える時間外勤務を行った職員 (単位：人)

区分		職員数 (R2.4.1)	月45時間を超える時間外勤務を行った職員数									
			4月		5月		6月		7月		8月	
			R2	H31	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1
知事局	本庁	1,041	22	31	17	37	26	23	12	16	6	5
	本庁以外	1,300 55	4 7	15	2 8	9	9 11	12	6 17	14	2 13	5
	全体	2,341 55	26 7	46	19 8	46	35 11	35	18 17	30	8 13	10
教育委員会	特別支援学校	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高等学校	112	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	221	1	0	2	0	4	1	0	0	0	0
	全体	365	2	0	2	0	4	1	0	0	0	0
警察本部	本部	57 416	0 11	1 10	0 4	1 10	0 21	0 10	0 6	0 23	0 4	0 6
	本部以外	0 822	0 60	0 30	0 51	0 21	0 38	0 25	0 61	0 85	0 34	0 28
	全体	57 1,238	0 71	1 40	0 55	1 31	0 59	0 35	0 67	0 108	0 38	0 34

○月 100 時間以上の時間外勤務を行った職員数 (単位：人)

区分		職員数 (R2.4.1)	月100時間以上の時間外勤務を行った職員数									
			4月		5月		6月		7月		8月	
			R2	H31	R2	R1	R2	R1	R2	R1	R2	R1
知事局	本庁	1,041	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	本庁以外	1,300 55	0 0	0	0 0	0	2 0	0	0 0	0	0 0	0
	全体	2,341 55	0 0	0	0 0	0	2 0	0	0 0	0	0 0	0
教育委員会	特別支援学校	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高等学校	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育委員会事務局	221	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全体	365	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	本部	57 416	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	本部以外	0 822	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	全体	57 1,238	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

- (注) 1 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。
 2 教育委員会事務局については学校以外の教育機関を含む。
 3 表中の2段書きの欄は、下段が他律的業務の比重が高い部署（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）第10条の2第1項第2号）、上段が他律的業務の比重が高い部署以外の部署の人数である。
 4 特例業務の処理が原因となって上限を超えて命じられた時間外勤務時間数は含めずに集計されたものである。

第29表 職員1人当たり年間時間外勤務時間数

単位：時間

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知 事 部 局	151	180	160	168	134
うち本 庁	210	242	217	216	168
地方機関	103	130	120	131	103
教 育 委 員 会	134	132	139	147	130
うち事務局	167	161	175	190	181
高等学校	90	83	78	69	49
特別支援学校	72	66	61	54	59
警 察 本 部	379	259	242	221	199
うち本 部	342	193	203	182	184
本部以外	401	298	263	244	207

- (注) 1 高等学校及び特別支援学校については教員を除いたものである。
 2 教育委員会の事務局については学校以外の教育機関を含む。

第30表 育児休業の新規取得状況

単位：人

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知 事 部 局	66(19)	51(10)	54(10)	58(18)
教 育 委 員 会	37(2)	35(3)	26(1)	27(5)
警 察 本 部	15(1)	15(1)	12(5)	62(52)

- (注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第31表 男性の育児休業取得率

単位：%

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知 事 部 局	15.9	8.1	15.8	30.0
教 育 委 員 会	2.0	4.8	2.5	10.8
警 察 本 部	1.1	1.1	1.2	33.7

- (注) 1 育児休業を新たに取得可能となった職員の内、年度内に実際に育児休業を取得した職員の割合である。
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第32表 子の看護休暇の取得状況

単位：人

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知 事 部 局	476(277)	534(311)	461(263)	498(305)
教 育 委 員 会	382(180)	415(207)	415(211)	395(193)
警 察 本 部	117(86)	150(114)	145(115)	186(142)

- (注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。

第33表 時間外の勤務が1か月に100時間以上となった職員の状況

単位：延べ人

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知 事 部 局	123(10)	80(8)	105(8)	43(39)
教 育 委 員 会	288(37)	276(71)	238(61)	107(92)
警 察 本 部	64(42)	53(39)	41(36)	18(18)

- (注) 1 教育委員会については県費負担教職員を含まない。
 2 教育委員会については正規の勤務時間外において時間外勤務命令によらないで業務に従事した時間数が100時間以上となった教員の数を含む。
 3 ()内は、うち産業医等の面接を受診した人数である。

第34表 在職死亡者及び長期療養者の状況

単位：人

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
知 事 部 局	在職死亡者	3	1	2	5
	長期療養者	61(2.2%)	66(2.4%)	57(2.0%)	65(2.3%)
	うち精神疾患	42(1.5%)	48(1.7%)	37(1.3%)	42(1.5%)
教 育 委 員 会	在職死亡者	2	3	1	3
	長期療養者	19(0.9%)	42(1.9%)	50(2.3%)	66(3.0%)
	うち精神疾患	15(0.7%)	34(1.6%)	36(1.7%)	48(2.2%)
警 察 本 部	在職死亡者	1	1	0	0
	長期療養者	27(1.9%)	23(1.6%)	23(1.5%)	21(1.4%)
	うち精神疾患	12(0.8%)	11(0.8%)	13(0.9%)	10(0.7%)

- (注) 1 長期療養者数は、当該年度において傷病により30日以上休業(病休休暇を含む。)した者の実人数である。
 2 教育委員会は教員(県費負担教職員を除く。)を含む。
 3 ()内は毎年4月1日現在の職員数(総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権によっては、調整を行っている場合がある。)に占める長期療養者数の割合である。

第35表 健康相談件数の状況

単位：件

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知 事 部 局	2,002	1,792	1,758	1,868
うちメンタルヘルス相談	1,689(84.4%)	1,458(81.4%)	1,461(83.1%)	1,646(88.1%)
教 育 委 員 会	460	469	516	454
うちメンタルヘルス相談	310(67.4%)	301(64.2%)	364(60.9%)	283(62.3%)
警 察 本 部	780	737	871	257
うちメンタルヘルス相談	79(10.1%)	56(7.6%)	100(11.5%)	52(20.2%)

- (注) 1 知事部局は「健康相談」、「地共済健康ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。
 2 ()内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。
 3 件数は延べ件数であり、同一の者が複数回相談している場合でも、それぞれ1件として数えている。

6 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

報 告 の 骨 子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 $\Delta 164$ 円 $\Delta 0.04\%$

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討